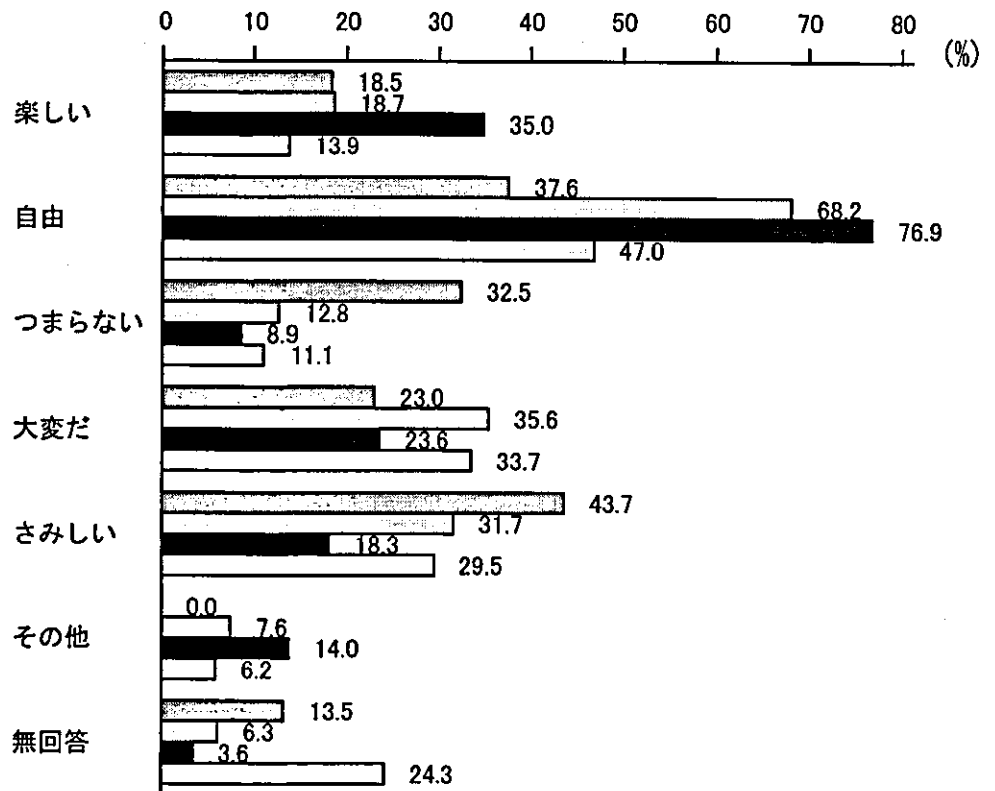


表頭：問9 1人暮らしの感想（複数回答）
表側：閉じこもりタイプ

閉じこもりタイプ1（外出時に介護必要） N=15
 閉じこもりタイプ2（外出時に介護不要） N=44
 閉じこもりではない N=223
 無回答 N=30

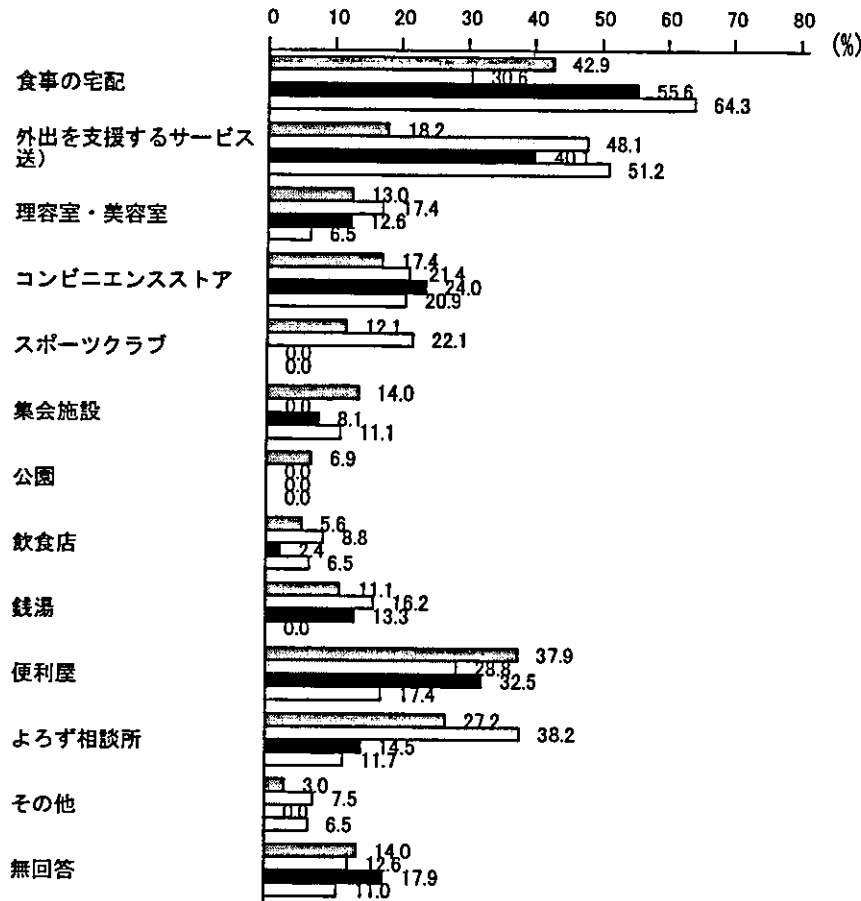


④ 毎日型配食サービス

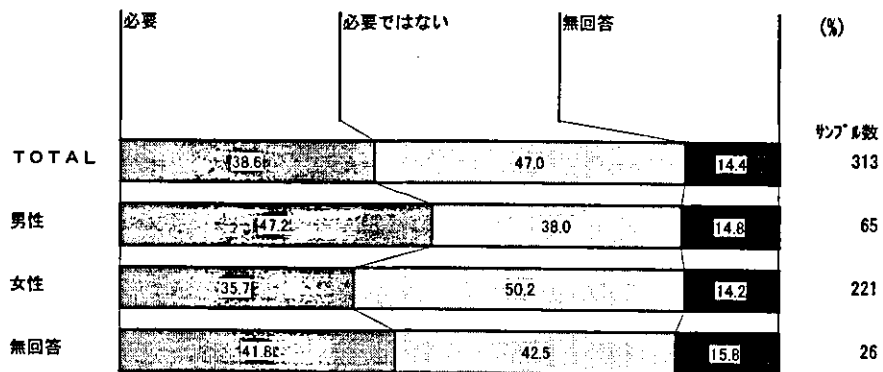
今後地域で住みつづけるに必要なサービスとして、食事の宅配をあげた人は男性が44.3%、女性が42.9%と必要なサービスの中では最も高かった。男女の比較で見ると男性が47.2%と女性の35.7%よりも高い。住み慣れた地域で住みつづけるために必要なサービスで食事の宅配をあげた人は要介護度が高い人の方で割合が高くなっている。

表頭 問14 住み慣れた地域で生活するために希望するサービス(3つまで回答)
表例:F7 要介護度(まとめ)

認定を受けていない N=249
 要介護2~5 N=13
 要支援 N=15
 要介護1 N=18



表頭: 問15-1 毎日型配食サービス事業の必要性
表例:F1A 性別



表頭：問 7-1 介護・福祉サービスの利用認知状況 配食サービス
表側：問 2 4 生活状況 ウ. 自分の食事が用意できる

	利用したことがある 又は現在利用中である	知っているが利用 していない	知らない	無回答	(%)	サンプル数
TOTAL	44.9	49.6	31.1	14.4		313
はい	3.2	51.8	31.7	13.3		283
いいえ	39.9	38.7	21.4	0.0		16
無回答	0.0	15.9	28.6	55.5		14

表頭：問 7-1 介護・福祉サービスの利用認知状況 配食サービス
表側：F 7 要介護度

	利用したことがある 又は現在利用中である	知っているが利用 していない	知らない	無回答	(%)	サンプル数
TOTAL	44.9	49.6	31.1	14.4		313
認定を受けていない	2.7	50.8	34.8	11.7		249
要支援	15.5	35.3	16.2	33.0		15
要介護 1	2.4	74.1	7.2	16.2		18
要介護 2	42.6	57.4	0.0	0.0		5
要介護 3	45.7	20.4	33.9	0.0		7
要介護 4	50.0	50.0	0.0	0.0		1
無回答	0.0	29.9	24.0	46.1		18

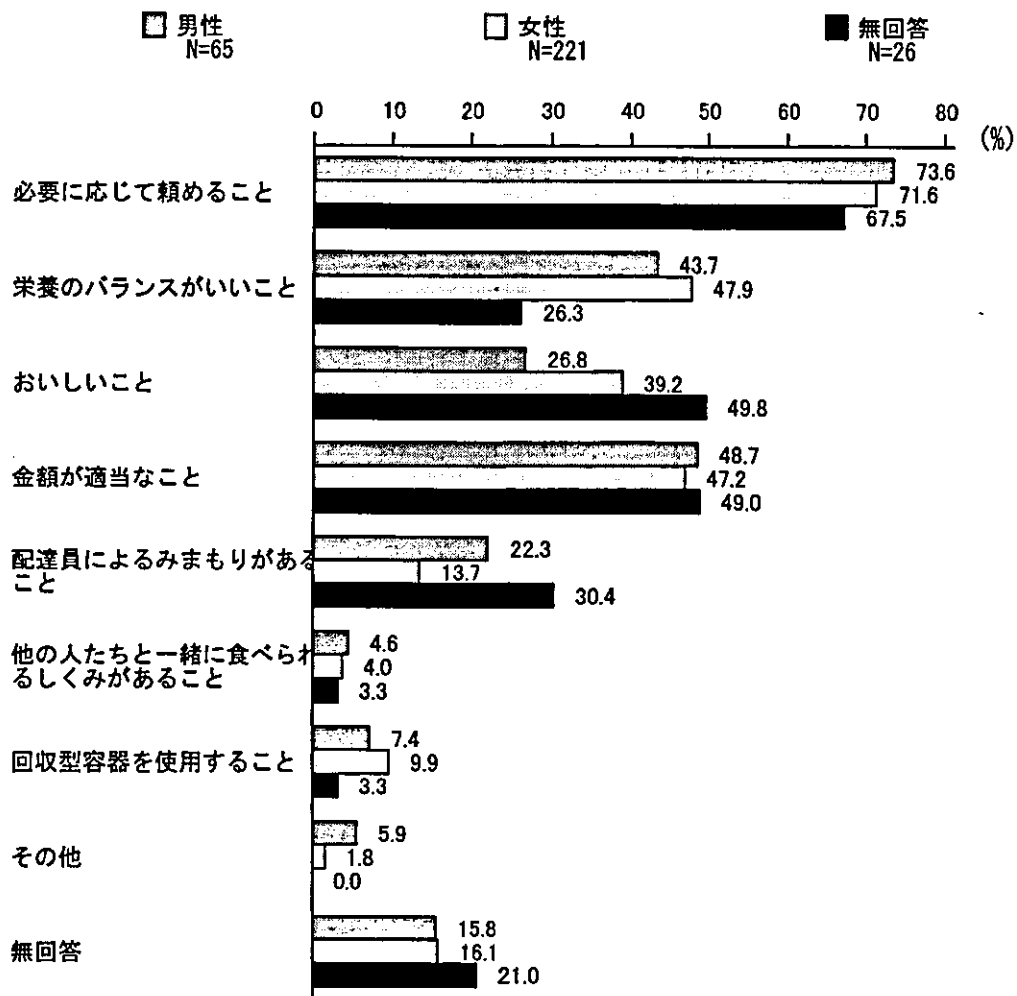
表頭：問 1 5-3 毎日型配食サービス事業実施時に必要な食事
表側：F 1 A 性別

	昼食のみ	夕食のみ	昼食と夕食	無回答	(%)	サンプル数
TOTAL	13.8	46.6	19.8	19.8		313
男性	17.3	34.4	38.2	20.1		65
女性	14.6	51.6	14.4	19.2		221
無回答	21.8	34.1	19.3	24.8		26

毎日型配食サービスで、最も希望が高いのは夕食のみと答えた人で、男女トータルで48.6%であり、男性は昼食と夕食と答えた割合が、38.2%と最も高く、女性は夕食と答えた率が高い。

また、毎日型配食サービスに必要な配慮として、各年代で高かったのが必要に応じて頼める事(男性73.6%、女性71.6%)で、次に男性は金額が適当なこと、栄養のバランスがよいこと、女性は栄養のバランスがよいこと、金額が適当な事となった。なお、費用は男女とも500円が最も多い。

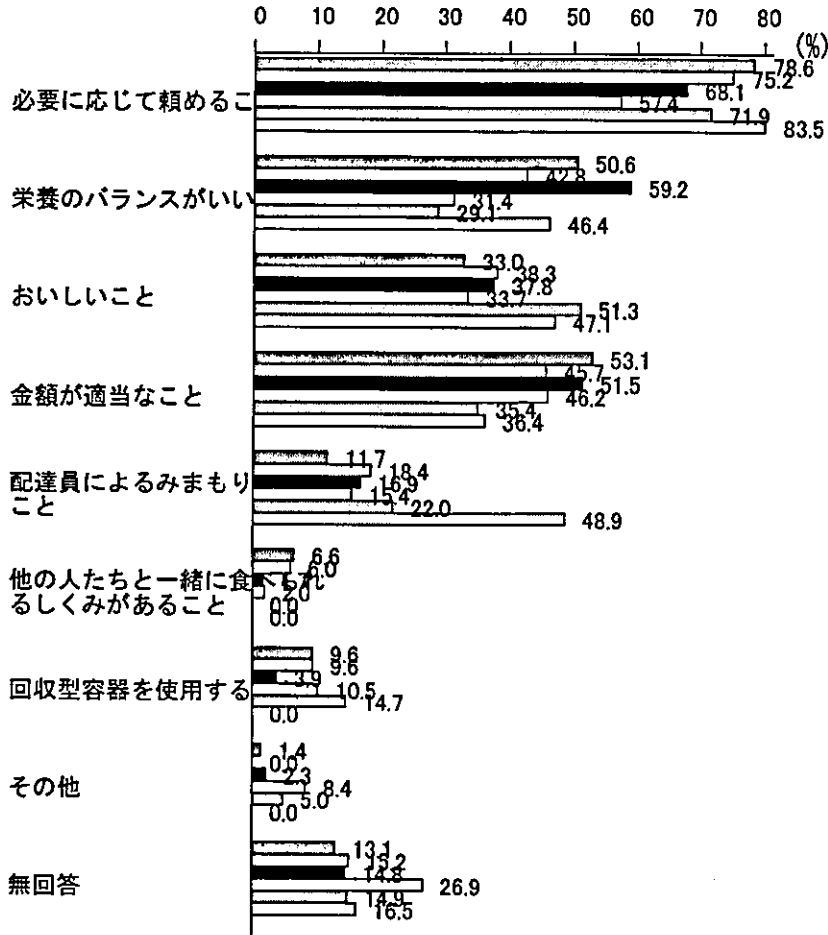
表頭：問15-2 毎日型配食サービス事業実施時に必要な配慮(3つ)
表側：F1A 性別



表頭問15-2 毎日型配食サービス事業実施時に必要な配慮（3つまで回答側F1B 年齢

MINOR: F1A 性別
INTER: 要介護の有無

65～69歳 N=72 70～74歳 N=96 75～79歳 N=65
80～84歳 N=48 85歳以上 N=26 無回答 N=5



表頭: 問15-4 毎日型配食サービスの適当な負担額
表側: F1A 性別

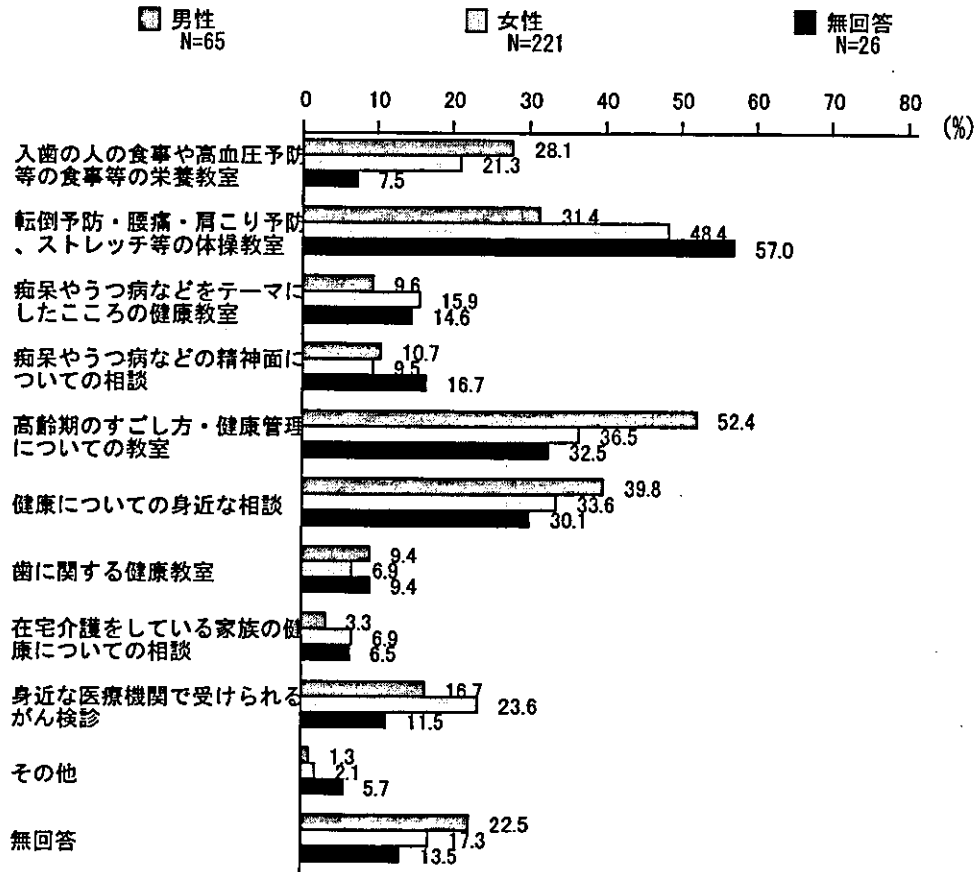
	500円	600円	700円	800円	無回答	(%)
TOTAL	36.6	25.1	16.7	2.4	19.1	313
男性	33.6	28.6	12.6	7.4	17.8	65
女性	37.4	23.5	18.6	1.2	19.2	221
無回答	37.8	30.1	10.7	0.0	21.5	26

3. 健康で生活するための支援策

① 市で充実すべき保健事業

市で充実すべき保健事業としては、女性は転倒予防教室やストレッチなどの体操教室を希望し、男性は健康管理や身近な相談などの講義を希望している。

表頭：問20 市が充実すべき保健事業（3つまで回答）
表側：F1A 性別



② 外出の頻度に関する事項

週1回以上外出する人は、全体の9割に達しているが、年齢とともに外出機会は少なくなっている。外出時に介護の必要な状態になると、閉じこもり傾向が出てくる。

また、外出頻度やおしゃべりの回数が、一人暮らしのイメージで自由や楽しいといったプラスイメージに結びつき、外出頻度やおしゃべりが月に一度やほとんどないひとは、つまらない、大変だやさみしいが増えてくる。基本的には一人暮らしは望ましいものであるが、他の人との交流が必要ということになる。

表頭： 問23-オ 外出頻度
表側： F1B 年齢

MINOR: F1A 性別
INTER: 要介護の有無

	毎日1回以上	2~3日に1回程度	1週間に1回程度	ほとんど外出しない	無回答	(%)	サンプル数
TOTAL	48.9	45.3	34.2	7.1	3.6	6.1	313
65~69歳	49.0	45.3	40.1	3.0	6.8		72
70~74歳	55.5	45.3	35.3	3.8	2.3		96
75~79歳	45.3	45.3	34.3	7.8	4.3	6.8	65
80~84歳	49.2	45.3	25.3	15.2	3.8	6.5	48
85歳以上	48.5	45.3	26.7	13.4	16.2	7.2	26
無回答	44.7	45.3	48.9	8.2	0.0	8.2	5

表頭： 問23-オ 外出頻度
表側： F1A 性別

	毎日1回以上	2~3日に1回程度	1週間に1回程度	ほとんど外出しない	無回答	(%)	サンプル数
TOTAL	48.9	45.3	34.2	7.1	3.6	6.1	313
男性	67.6	45.3	20.6	11.3	9.1		65
女性	43.6	45.3	38.1	8.0	4.3	6.0	221
無回答	47.8	45.3	34.7	13.9	3.0		26

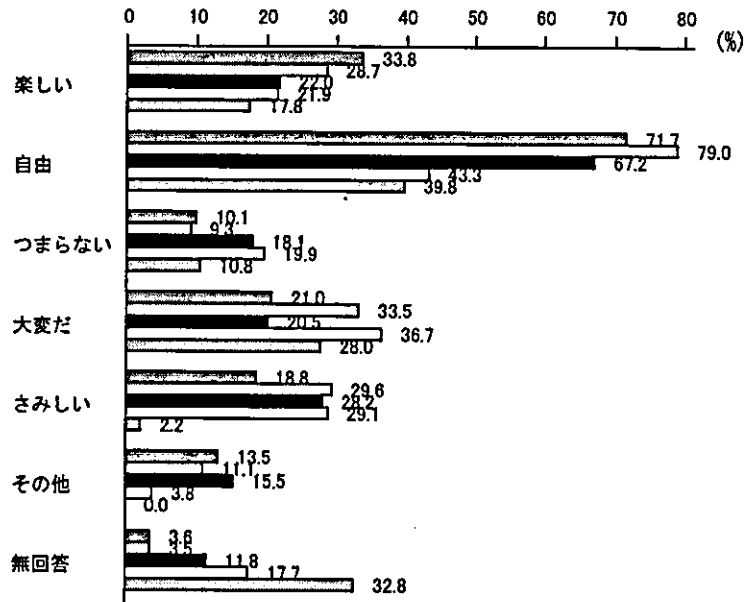
表頭： 閉じこもりタイプ
表側： F1B 年齢

MINOR: F1A 性別
INTER: 要介護の有無

	閉じこもりタイプ1 (外出時に介護必要)	閉じこもりタイプ2 (外出時に介護不要)	閉じこもりではない	無回答	(%)	サンプル数
TOTAL	4.9	14.1	71.8	9.7		313
65~69歳	1.3	18.3	73.6	6.8		72
70~74歳	1.6	14.8	80.1	3.5		96
75~79歳	3.3	10.3	73.8	12.5		65
80~84歳	10.6	13.3	56.3	19.8		48
85歳以上	21.5	14.1	53.8	11.2		26
無回答	0.0	71.8		28.2		5

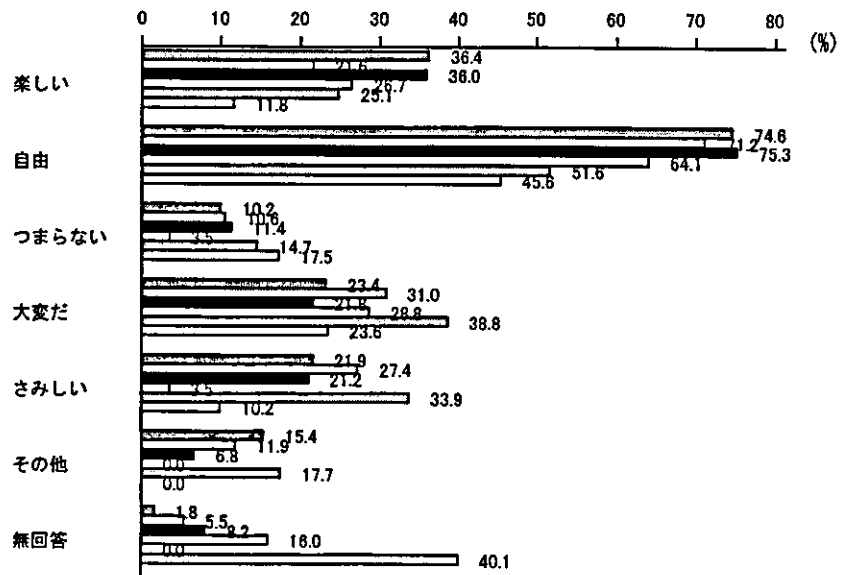
表頭：問9 一人暮らしの感想（複数回答）
表側：問23-オ 外出頻度

毎日1回以上 N=153
 ほとんど外出しない N=11
 2～3日に1回程度 N=107
 無回答 N=19
 1週間に1回程度 N=22



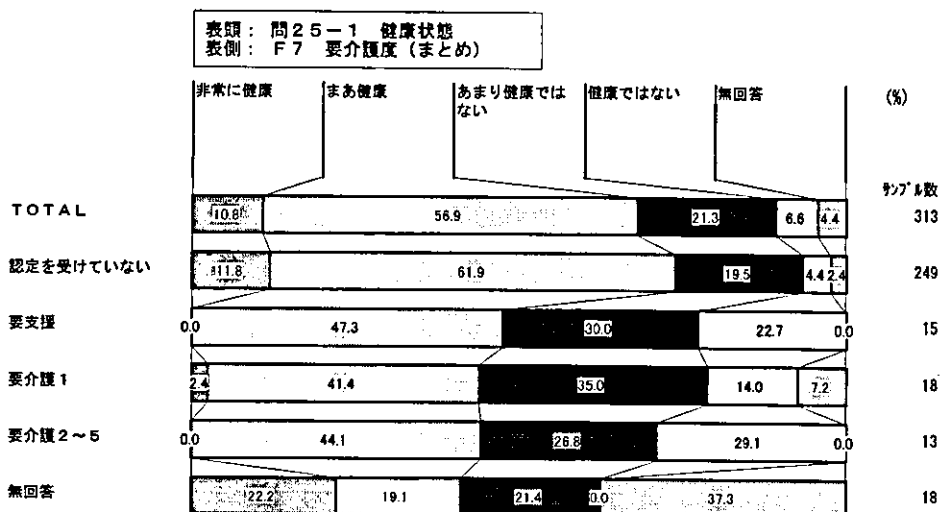
表頭：問9 一人暮らしの感想（複数回答）
表側：問23-カ おしゃべりの頻度

ほぼ毎日 N=129
 1ヶ月に1回程度 N=12
 2～3日に1回程度 N=93
 ほとんどない N=12
 1週間に1回程度 N=50
 無回答 N=17



③ 健康・福祉に関する事項

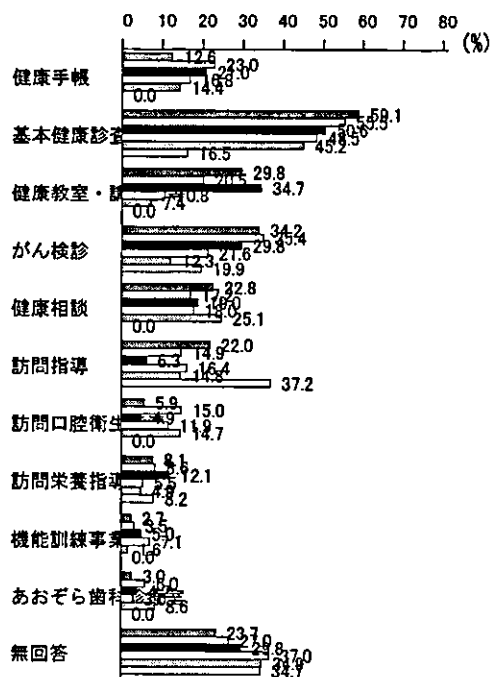
健康に関する意識では、要介護2～5が出ていても、自分の意識としてはまあ健康と
 思っている人が、44.1%もいて、介護の必要性和健康意識とは別であるとの認識が
 伺える。



表頭: 問19-2 利用意向のある保健サービス(上位3つまで回答)
 表側: F1B 年齢

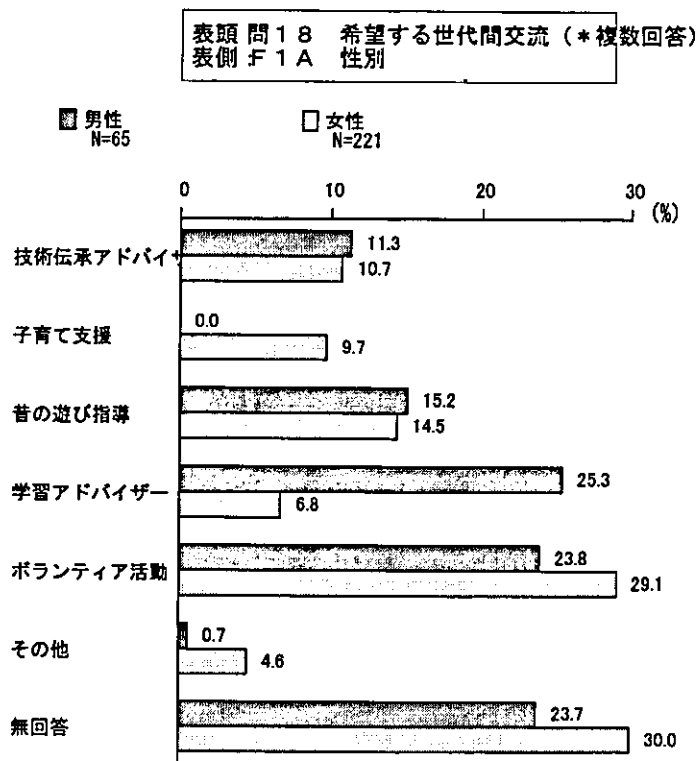
MINOR: F1A 性別
 INTER: 要介護の有無

■ 65～69歳 N=72
 □ 70～74歳 N=96
 ■ 75～79歳 N=65
 □ 80～84歳 N=48
 □ 85歳以上 N=26
 □ 無回答 N=5



③ 社会参加について

男性では学習アドバイザーとしての活動を希望する人は、女性の6.8%に比べて25.3%と約4倍多い。男女ともボランティア活動をしたいと思っている割合は、男性23.8%、女性29.1%ある。



4 一人暮らし高齢者への支援の必要性

これまで見てきたように、高齢者、一人暮らし、女性の一人暮らしの増加が明らかとなった。しかし、一人でも安心して生活していくことは重要で、その状況に適した支援のあり方が求められている。

そのためには、気軽に情報を取得でき、しかも相談できるよろず相談所の仕組みや財産管理の支援を行う権利擁護事業や成年後見制度制度の活用も課題となる。特に、毎日の生活を支えられる食事の宅配サービスは、一人暮らし高齢者にとって重要なアイテムとなる。しかも、利用者の都合に合わせて利用できるしくみや栄養バランスがとれ、適正な金額という条件がつくのである。所沢市においては、この要望を受けて毎日型配食サービスサービスを実施すべく、準備を進めている、これまでの福祉政策の枠を越えた新たな生活支援策として、整備する予定である。

その他、介護保険制度内のサービスを利用しやすいように、努めていくのは当然の事であり、あわせて、できる限り元気であることが、一人暮らしを続ける重要な要素となるので、自治体としても、積極的な支援を行っていかなければならない。

第2節 一人暮らし高齢者を支えるために

I 所沢市毎日型配食サービスの構築

1. 課題と取り組み

急速な高齢化の伸展、家族形態の変化、地域コミュニティの崩壊等から、独居老人の孤独死に代表される家族・地域による援護が得られにくい高齢者が問題となっている。これらの問題への取り組みの一つとして、新しい形での毎日型配食サービスが求められている。

従来の配食サービスは一部の要援護高齢者の栄養補給・安否確認を中心としたものであったが、新しい配食サービスは、全ての高齢者を対象に各高齢者のニーズに応じて必要な配食サービスを高齢者自身が選択することで、多くの高齢者が利用できることに加え、在宅介護支援センターが介在することによって高齢者の実態把握と総合利用調整、関係機関との連携、介護予防サービスへの展開等を期待するものである。

2. 基本方針

- 方針1 対象者は市内在住の65歳以上の方とし、要介護認定・虚弱・調理困難等の制限は設けず、配食サービスを希望する人は誰もが配食を受けられる体制とする。
- 方針2 利用者が、複数の事業者が独自に設定したメニュー・価格・サービス内容について選択できるように、市が一覧表にして提供する。
- 方針3 利用者が本制度によらず直接事業者と契約した場合よりも、当事業を利用したほうがメリット（料金が安くなる等）があるようにする。
- 方針4 公的補助は行わない。
- 方針5 受付窓口を在宅介護支援センターとする。

3. 実施要領

①配食サービス内容

昼食及び夕食を毎日行う。ただし、土日・祝祭日・お盆・年末年始の業務については各事業者が独自に設定し、利用者が事業者を選択する。

②費用

各事業者が独自に設定し、利用者が事業者を選択する。ただし、値段は各年度間は固定とする。なお、当市の配食事業を利用した場合、直接事業者と契約した場合と比べて費用が安くなる等のメリットを設定する。

③食事の種類

普通食を基本とする。普通食のほかのメニュー（嚥下食・カロリー制限食・カリウム制限食等）については各事業者が独自に設定し普通食に加え、利用者が事業者を選択する。

④弁当の容器

容器の種類及び回収の有無等については各事業者が独自に設定し、利用者が事業者を選

択する。

⑤安否確認

安否確認の有無とその内容について各事業者が独自に設定し、利用者が事業者を選択する。

⑥申請・登録窓口

基幹型在宅介護支援センターとする。申請は各地域型在宅介護支援センターを通して行い、登録は基幹型在宅介護支援センターが行う。基幹型は登録内容を市に報告する。

⑦食の衛生安全管理

食品衛生法・栄養士法・栄養改善法・調理司法その他の関係法令等遵守すべき内容を仕様書に記載し食の衛生安全管理を行う。また、定期的なチェック機能（検食等）をもつようにする。

⑧事業者選定について

事業者選定基準を設け選定する。広報等で募集し、説明会を開いた上で参加事業者と契約書及び仕様書を取り交わす。

⑨事業者の地区担当制について

地区担当制とはせずに市内全域に配達可能であることを参加資格とする。

⑩事業者の変更について

利用者は定期的に事業者を変更できるようにする。変更の頻度は1ヶ月～4ヶ月の間で検討中。

⑪申請から利用までの流れ

- 1 利用者が各地域型在宅介護支援センターに申し込み
- 2 地域型在支は基幹型在宅介護支援センターに申請
- 3 基幹型在宅介護支援センターは登録し、事業者へ連絡したうえ市に報告
- 4 事業者は利用者宅を訪問し、制度・支払方法等の説明とルート確認を行う
- 5 サービスの開始
- 6 事業者は月ごとの利用状況を基幹型在宅介護支援センターに報告
- 7 基幹型在宅介護支援センターは月ごとの利用状況を市に報告

※ 安否確認の際の緊急事態の際は事業者が基幹型在支に連絡し、救急車の手配・緊急連絡先への通報等を行う

II 情報提供や相談対応の現状と行政システム

1. 社会福祉から地域福祉へ

拡大する福祉要望として、社会福祉サービスを利用しながら住んでいる地域で、家族、友人、親戚などに囲まれ、地域の一員として暮らしたくたいという希望は多い。それを実現するための福祉支援は、制度的な社会福祉サービスの提供だけで実現できるものでは

なく、声かけ・見守りやボランティアな活動、福祉のまちづくりなど環境整備、文化・スポーツ活動によるいきがいの創造など、生活に関連する活動が福祉の領域に取り込まれるようになり、行政が主導的担う社会福祉から地域に根付いた、かつ様々な主体による地域福祉へ進展してきた。

これらの領域では、行政施策と本来私人が担うべき領域が重なり、私人の活動領域ではある部分にも公共的性格を持ち、今日の家族機能の脆弱化や地域社会の変化により、さらに一層、福祉政策としての必要性が高まり、行政活動領域に組み込まれたものが少くない。もともと、行政施策は、市民生活の必要性から生まれたものとすれば、それを公的な資金で運営する政策は、当然市民生活によって変化していくものなのである。高齢者の洗濯や買い物の生活支援活動や声かけ・見守りなどの地域交流活動は、従来家族・地域で担ってきた部分であるが、家族機能や地域コミュニティの崩壊により、介護や福祉福祉が公的に支援すべき活動領域に拡大してきたのである。

さらに、介護保険制度は、これまで公的な責任に組み込まれていた福祉行政サービスに民間のサービス事業者としての参加を可能にした。福祉サービスの提供に民間活力の導入の道を開き、介護保険給付という福祉サービスの民間市場を形成した。

したがって、これらの領域での協働概念は、市民活動領域を含めた民間活動領域と行政活動領域と両者の相関関係によるものであり、その背景は、常に時代と市民のニーズによる変化している。

したがって、今日の協働概念は、古典的な「行政活動への市民参加」から「行政活動自体への参加」に加えて、「行政活動領域自体への参加」含まれるものであり、その領域は今後さらに、多様に拡大する可能性を持っている。

参考文献：厚生労働白書平成15年度版 厚生労働省監修 ぎょうせい2003年8月発行

2. 民生委員と協力して行う要援護調査

所沢市は民生委員を通して、毎年要援護老人調査を行っている。これは、地域の中に、一人暮らし高齢者や高齢者だけで暮らす夫婦、寝たきり老人をかかえる家族、歩行できる痴呆性高齢者を支える家族など介護の必要はないが、何らかの支援を必要とする人がどのくらいいるのかを掴む調査で、これにより、①地域の実情を把握し今後の福祉施策に生かす。②いわゆる介護予備軍の高齢者を把握し、今後の高齢者福祉施策のデータとする。③他人が家庭に入ること、虐待や介護放棄等の変化を捉えるきっかけとする。④民生委員による地域での見守り活動につなげる。⑤すべての高齢者に福祉等必要な情報の提供を行なう。を目的に、65歳以上の市民を対象に調査を行う。ちなみに、平成15年度は約47000人である。

この場合、最も議論になる点が個人情報の保護である。住民基本台帳から65歳以上を抽出したデータを民生委員に提供し、それを基に調査を行っている。これに関しては、もちろん所沢市の個人情報保護審査会にかけて承認を得て、実施をしている。ここでは、最近の孤独死や虐待・介護放棄の例が毎年数例報告され、都市に住む高齢者の大きな課題と

なっているこれらの問題を未然に防ぐため、地域や家庭を包括的に把握する必要があるとの認識からである。

この調査によって、地域に住んでいる人々を正確に把握し、地域福祉コミュニティの再興きっかけとして、地域で住む高齢者にとっても安心して生活するための、一つの重要なツールとなっている。この情報と、地域ケア会議、見守り相談員、地域ケア会議等が有機的に機能するネットワークを形成し、支援する体制は人々に大きな安心感となる。しかしこれらの対応はすべて、人的な対応によらざるを得ない。実際に訪問する意味、情報をマンツウマンで伝える意味は重要である。人が訪問し、人が支える仕組みである以上、そこにボランティア等の力が必要になる。行政だけではこれらのネットワークは完成しない。

しかも、このネットワークを構築するためには、支える側のお互いの人を知り、そして信頼関係をつくる事が前提となる。さらに、次々とその場、その役割による連携のためのプログラムも開発しておかなければならない、それによって、初めて支えを必要とする者が、相談に結びつき解決による安心を手にし、地域に信頼を持つのであろう。そのためには、信頼のシステムが完成するまでは時間がかかるのである。

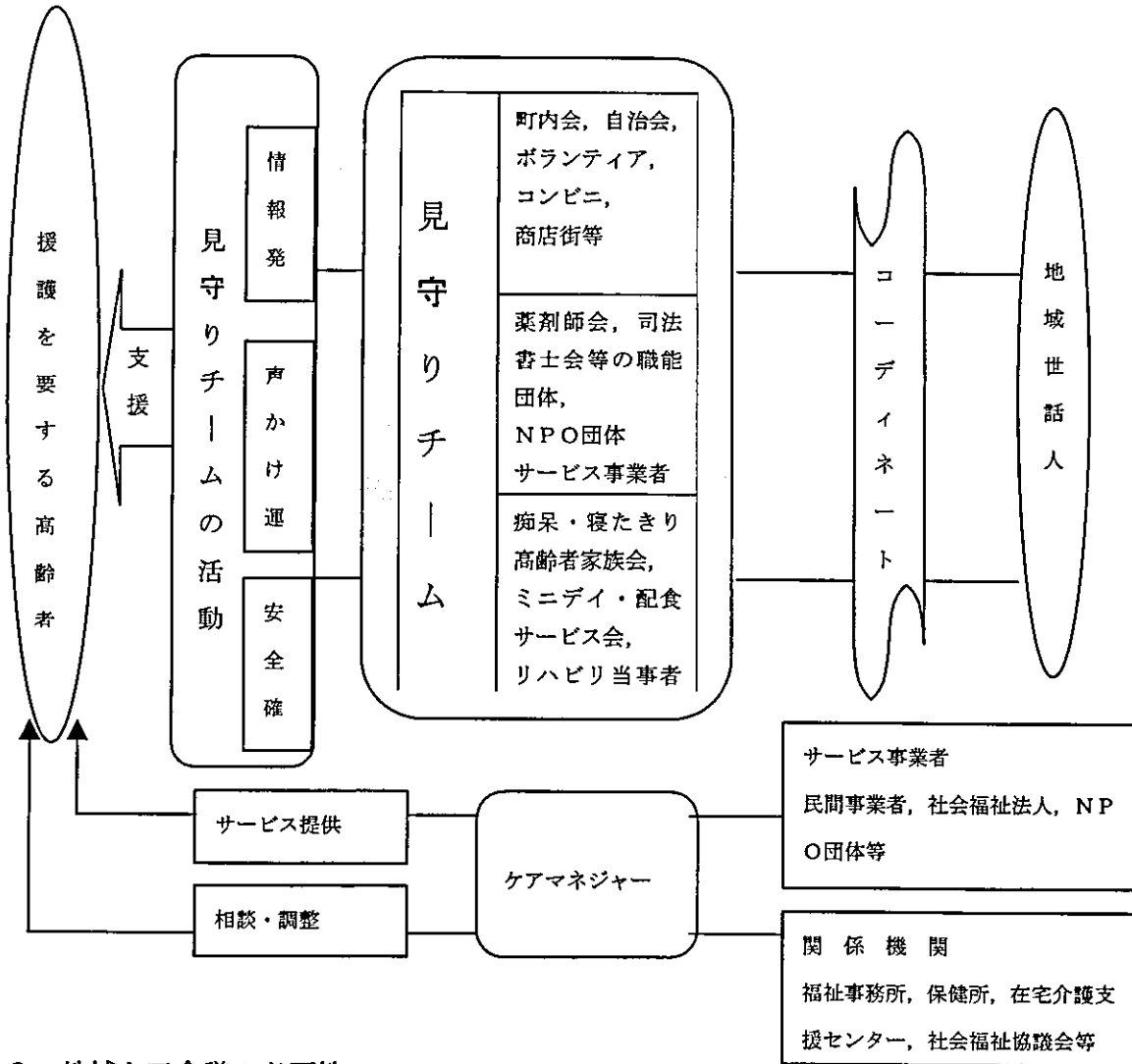
Ⅲ 地域ケアネットワークの形成と在支センターの役割・機能

1. 地域で支えるネットワークシステム

高齢者が地域で安心して暮らすためには、地域のみまもりや声かけなど、地域で支えあう仕組みが必要になる。特に一人暮らしの高齢者は増えつづけ 1980 年には 910,000 人であったが、2002 年には 3,405,000 人と高齢者の 14.2%が一人暮らしであり、1980 年の 3.7 倍という数字になっている。しかし、従来自治会や町内会を含めた近隣の地域コミュニティには、地域に住む一人暮らし高齢者の生活を支援する機能が希薄になっている。特に都市部においてはその傾向は顕著である。さらに、親と同居して面倒見る、あるいは子供に見てもらおうという意識もいまや核家族化など家族単位の縮小によって、支えの意識が希薄となっている。

したがって、今日改めて目的を限定した地域相互支援機能を構築していく必要がある。そこには、これまで機能を果たしてきた、民生委員や自治会・町内会などの他に、地域ボランティア、保健師、行政職員などが集まり、地域型の在宅介護支援センターがそれらを束ねて、地域の福祉コミュニティの再構築をして、地域に安心と信頼を作り上げる営みである。これには、ボランティアや各種委員として、あるいは市民としてこの活動に加わる事は、意義のあることである。

図 地域ネットワークのイメージ



2. 地域ケア会議の必要性

平成12年7月にスタートした所沢市の地域ケア会議は、3年を経過してようやく高齢者をはじめとした市民が、安心して生活するための地域ネットワークとして育ってきた。地域には、介護保険の必要はないが、一人暮らしや高齢者夫婦、寝たきりや痴呆性高齢者をかかえる家族など、身体的な衰えや精神的不安のために、見守りや相談・情報提供など何らかの支援を必要とする高齢者は多い。ちなみに所沢市の一人暮らし高齢者は平成14年4,104人、高齢者世帯員は10,869人で、一人暮らし高齢者の割合は、高齢者47,000人に対して8.7%となっており、10年前と比べると一人暮らしは約4倍、高齢者世帯は約5倍に増えている。

こうした要援護の高齢者に対して、住み慣れた自宅や地域で、安心して生活するための地域の総合的な支援の必要性は言うまでもない。

3. 虐待等の事例から

では、最近地域で具体的にどのような支援が求められているかを見ると、一人暮らしの痴呆性高齢者の支援、精神疾患をもつ高齢者、親子の金銭関係に問題のある例、虐待の疑いがある例など、家族関係や社会経済の変化が問題を複雑化している。市・在宅介護支援センター・民生委員・ボランティアが一体になった連携の必要性は高い。

そうした複雑化した事例は、支援の必要性を引き出すまで、大変手間と時間がかかる。まず支援者を受け入れない。隣近所からの要望があり、本人に面会を求めても、なかなか会ってもらえない。次に支援を必要とするサービスを理解できない。説明をしても、分かってもらえない。さらに費用負担が発生するものについては、費用を払ってもらえないなどの、いくつかの難関がある。さらに、こうした壁を乗り越えても、効果的な支援手段がない場合さえある。まして、家族の支援があれば救いだが、全く期待できない場合は多い。

4. 介護予防へ

こうした八方塞の状況は、民生委員など一人の支援者の力だけでは、対応するには難しい。地域の様々な人が協力して、支援する必要がある。そうした協力体制を作ることが地域ケア会議の役割であり、相互の連携が地域に住む人に安心感を与えるのだろう。

もちろん、介護にならないための介護予防事業やいつまでも健康で生活することを支援する情報の提供、研修会などを実施すること、地域に住む人と人をつなぐことも重要な役割の一つである。

5. 地域ケア会議の構成

地域ケア会議は、介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者や要援護者高齢者等を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行ない、地域で生活する高齢者に安心と信頼をもって、生活できるように対応をはかることを目的としている。したがって、高齢者が地域で安心して生活するための仕組みとして地域ケア会議が必要になる。

所沢市では、代表者会議、運営会議、地域会議の3層構造の会議をつくり、地域で生活する高齢者が安心して暮らしていけるように安心と信頼のネットワークを作り上げている。

◇地域ケア会議組織図◇

地域ケア代表者会議
年2回開催

介護予防・生活支援の観点から、要介護となる恐れのある高齢者を中心に効果的な予防サービスの総合調整や事業計画の検討、地域ケア運営会議及び地域ケア会議が有効かつ円滑に行われるよう総合的な調整を行う。

※所沢市医師会代表、所沢市歯科医師会代表、所沢保健所代表、所沢市民間高齢者福祉連絡協議会代表、所沢市民生委員・児童委員連合会代表、所沢市ボランティ

ア連絡協議会代表、保健福祉部職員、社会福祉協議会代表が参加

地域ケア運営会議
毎月開催

市内地域型在宅介護支援センターが中心となり、事業が円滑に推進されるように、実施上の諸問題についての討議、さらに、地域ケア会議が効果的に運営されるよう連絡及び情報交換を行う。

※基幹型・地域型在宅介護支援センター代表者、保健福祉部職員が参加

地域ケア会議
年4回開催

地域型在宅介護支援センターがそれぞれの担当地区の中心となり、その地域での要介護となる恐れのある高齢者を中心とした実態把握に努め、介護予防・生活支援が十分かつ円滑に行えるよう計画・連絡調整及び実践を行う。

※基幹型及び各地区担当の地域型在宅介護支援センター代表、保健師、民生委員・児童委員、高齢者みまもり相談員、ボランティア等が参加

(1) 地域ケア会議代表者会議

医師会長、歯科医師会長、保健所長、民間高齢者福祉施設連絡協議会代表2名、民生・児童委員協議会連合会代表、所沢ボランティア連絡協議会代表、保健福祉部次長、保健センター長、社会福祉協議会代表の10名で構成しており、それぞれの地域ケア会議で課題になっている要援護高齢者を支えるための市としての検討を行っている。

(2) 地域ケア会議運営会議

基幹型在宅介護支援センター1及び地域型在宅介護支援センター10ヶ所及び市高齢者いきがい課による連絡調整会議を行っている。地域型在宅介護支援センター及び各地域ケア会議における共通の意識向上、研修を兼ねて課題になっている支援の困難な事例等に対して検討を行い、効果的な支援方法を共有するものである。

(3) 地域ケア会議

民生委員の活動区域を基本に、市内を14地区に分けて、人々の生活を支え、要援護高齢者が一人暮らしや痴呆症がある高齢者がいても、安心して地域で生活できるような支援体制としての地域福祉コミュニティを形成するものである。構成は、地域の中で活動している民生委員、単身老人相談員、ボランティア団体、保健師、ケースワーカー、福祉施設、医療機関等と連携を持ち、地域の中で支援の必要な高齢者や見守りの必要な高齢者に対して各団体が連携を図りながら、地域で生活する高齢者に安心と信頼を届ける

ことを目的としている。具体的に、例えば一人暮らしで痴呆症状のある高齢者Aさんに対する支援のあり方や、高齢者夫婦で暮らす医療依存度の高い夫Bさんを高齢で面倒見られない奥さんの支援として、地域のみまもり声かけや緊急通報システムによって緊急時の対応をとるなど、様々な具体的な支援も行っている。さらに、地域のボランティアの活動支援や情報マップの作成、サロンの開催など、様々な活動が広がりを見せている。

第4節 所沢市における高齢者支援策

I 地域支援体制の整備

1 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターでは、在宅の寝たきりの方などの介護に対する相談や市の在宅サービスの取り次ぎ、及び介護用品の展示などを無料で行うものである。相談は土曜日・日曜日・休日・夜間を問わず受けられる。

利用は、市内に住所がある65歳以上の在宅の寝たきり、痴呆、虚弱などのために日常生活を営むのに支障がある方、及びこれらの方を抱える家族等である。

2 地域ケア会議

在宅の要援護高齢者及びその家族等に対し、高齢者等の健康及び生きがいに対する活動支援並びに寝たきり予防のための情報提供等により要援護高齢者が要介護状態にならないことを目指して地域ケア会議を設置する。

☆構成・・・地域ケア代表者会議及び地域ケア運営会議については市内各1組織、地域ケア会議については市内14地域に設置する。

☆事務局・・・地域ケア会議は、地域型在宅介護支援センターがそれぞれの担当地区を受持ち、その地域での要介護となるおそれのある高齢者を中心とした実態把握に努め、介護予防・生活支援が円滑に行えるように計画的に対応すると同時に、連絡調整並びに地域の高齢者に対する支援を行う。

☆構成・・・地域ケア会議は、保健、医療、福祉などに関係する民生委員、高齢者みまもり相談員、自治会・町内会、社会福祉施設、医療機関、ボランティア団体、居宅支援事業者等で構成する。

☆所掌事務・・・地域ケア会議等は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要援護高齢者の効果的な介護予防・生活支援サービス及び地域の見守りなどの総合調整
- (2) 介護サービス機関との連携による生活支援及び相談・指導
- (3) その他必要な事項

3 お達者倶楽部

地域で生活するおおむね65歳以上の在宅高齢者に対して、ボランティア活動として自宅や地域の集会所等を利用して、交流会、レクリエーション、講座、会食会、生涯学習活動等を行い、高齢者の健康増進、閉じこもり防止、介護予防を図ることを目的とする事業である。

☆対象者・・・おおむね65歳以上の要援護高齢者又は外出の機会が少ない高齢者（5人以上の参加者を募る。）

☆ボランティア組織・・・3人以上のボランティアで構成する組織を設置する。

☆委託料・・・運営委託費として1ヶ所につき年間5万円支出する。参加者の出席状況その他活動実績を記録して年1回市に報告する。

II ひとり暮らしの高齢者等への支援事業

1 単身高齢者保養事業（10月）の実施

65歳以上でひとり暮らしの高齢者の方を、日帰りバス旅行にご案内する。

☆対象者・・・市内に住所を有する65歳以上で、同一敷地内に住所を有する親族がいない方

2 高齢者みまもり相談員

市で委嘱している相談員が、定期的に次の高齢者のお宅を訪問し、話し相手や安否確認をおこなう。

☆対象者・・・市内に住所を有する65歳以上で、相談員の訪問を希望する次のいずれかに該当する方。

(1) 単身高齢者…同一敷地内に住所を有する親族がいない方

(2) 日中単身高齢者…同居者の勤務等のために日中おおむね8時間以上単身の状態が続く方

(3) 高齢者のみの世帯…全員が65歳以上で生活している方

(4) 認知症症状がある人（その家族を含みます。）

3 緊急通報システムの貸与

在宅の一人暮らしの方に緊急通報装置を設置し、消防署の受信機と電話回線で結び、自宅での急病などの場合に通報により救急活動をおこなう。利用できる方は、市内に住所を有する65歳以上で、病気などにより日常生活を営むうえで常時注意を要し、同一敷地内に親族のいない方もしくは日中の大半を1人で暮らしている方である。

☆利用手続きに必要なもの

(1) 所沢市在宅福祉サービス利用申請書・承諾書

(2) 対象者状況調書

(3) ひとり暮らし老人等緊急通報機器使用貸借契約書

承諾書と契約書に借受人の印鑑が必要である。

(4) 申請後、自宅の鍵を預かる。